

## 令和4年度琴浦町会計年度任用職員（保育補助）募集要領

- 1 募集人数 1名
- 2 業務内容 次の日常業務に従事します。  
 (1)こども園における保育補助業務  
 (2)その他本町が必要と認める業務
- 3 応募資格 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する者は応募できません。  
 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 4 任用期間 任用の日から令和5年3月31日まで

### 5 勤務条件等

項目	内容
(1)勤務時間・日数 ・休日	午前7時15分～午後6時45分(休憩1時間含む)のうち 1日7時間30分、週5日37時間30分 月～土曜日シフト勤務の週休2日制
(2)勤務場所	町内こども園
(3)報酬等	日額 6,940円(月額138,800円 ※月20日勤務の場合) 通勤手当 通勤距離2km以上で、距離に応じて支給(2,000円～18,700円)
(4)休暇等	年次有給休暇：勤務期間に応じて付与 特別休暇 忌引休暇 等
(5)社会保険	市町村共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入
(6)服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象

## 6 選考方法 書類審査及び面接試験

## 7 面接試験日時及び会場

面接は随時行います。(会場は琴浦町役場本庁舎です。)

下記までお問い合わせください。

## 8 申込方法

- (1)受付期間 令和4年11月29日(火)～令和4年12月9日(金)  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日除く)
- (2)申込方法 下記問合せ先までお電話ください。面接を随時行います。  
※面接時には、別紙申込用紙と、市販の履歴書(顔写真付)をご持参ください。
- (3)申 込 先 琴浦町役場本庁舎 総務課 行政総務室(電話0858-52-2111)

- ## 9 その他
- ・受験資格が無い、書類に虚偽が認められた等の場合、合格を取り消すことがあります。
  - ・試験において提出された書類は返却しません。個人情報には町が適正に管理します。

- ## 10 問合せ
- 〒689-2392 東伯郡琴浦町大字徳万 591-2  
琴浦町役場 総務課 行政総務室 電話0858-52-2111

### 会計年度任用職員について

「会計年度任用職員」とは、地方公務員法などの法律改正により令和2年度から始まった新しい非常勤職員制度の職名です。会計年度任用職員は、

- ①フルタイム会計年度任用職員 一週間当たり勤務時間が常勤(正規)職員と同じ(38時間45分)  
〔給料、各種手当(通勤、期末、退職等)、旅費等が支給〕
- ②パートタイム会計年度任用職員 一週間当たり勤務時間が常勤(正規)職員より短い  
〔報酬、期末手当、費用弁償(通勤手当・旅費相当)が支給〕

に分類されます。

給料・報酬等の計算基準が正規職員と同様の基準で整備されるとともに、期末手当の支給が可能となります。(支給要件あり。)

同時に、町職員として懲戒処分の対象になるほか、地方公務員法の服務規程(サービスの根本基準、服務宣誓、法令・上司命令従属義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為制限、争議行為禁止、営利企業従事制限(営利企業従事制限はパートタイムは対象外。))が正規職員と同様に適用となります。

令和4年度琴浦町会計年度任用職員（保育補助）応募用紙

《業務の区分（希望に○）》 ・ 保育補助

《資格保有状況》 資格名 \_\_\_\_\_  
取得(見込)年月 \_\_\_\_\_

《現住所》 〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ (携帯)

《連絡先》 〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

《氏名》 \_\_\_\_\_ ⑩

\* 市販の履歴書（顔写真貼付）の写しを添付のこと